

議案第 6 号

字の区域を変更することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別紙変更調書のとおり字の区域を変更し、同条第 2 項の規定による告示の指定する日から効力を生ずるものとする。

令和 5 年 2 月 28 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

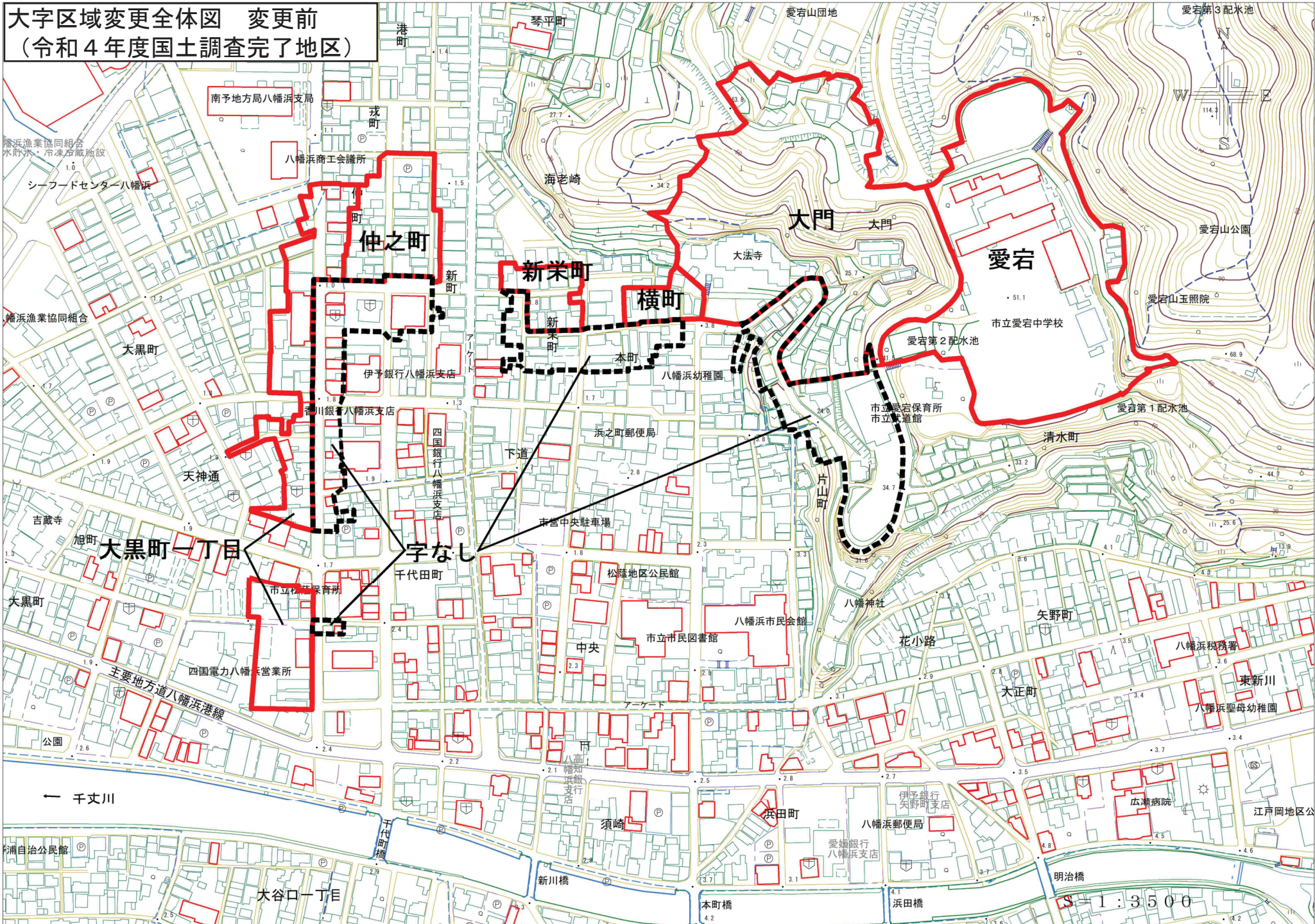
八幡浜市地番整理事業の実施により、大字の区域を変更し、土地の所在を明確にするため。

別紙 変更調書

字の名称		左記の区域に編入する区域			摘要
大字名	小字名	大字名	小字名	地番	
愛宕				487の3、508の2、509、512の1から512の3まで、1572の1、1572の3	これに伴う道路、水路等を含む
新栄町				200、201の1、201の2、204、205、206、207の2から207の5まで、208の1、261の2、262、263、264、265	
大黒町一丁目				1460の131、1460の144、1472の9、1472の10、1472の16、1472の17、1472の19から1472の24まで、1472の28、1472の36、1525の9、1526の3、1526の17から1526の26まで、1526の65、1526の66、1530の1から1530の7まで、1530の9、1530の13、1530の15、1530の16	
大門				120の1、123、124の1、127、128の1から128の3まで、451の1、451の3から451の7まで、470の1、473の1、474の1、474の2、475の1、476、480の1、480の2、481の1から481の3まで、487の1、487の2、487の6、513の1	
仲之町				277の5、359、360の1、360の2、363の3、386の1、386の3、389の2、389の9、390の1から390の4まで、391	
横町				143、144、145、147の2、149、152、153	

備考 令和5年2月9日調査

大字区域變更全体図 變更前
(令和4年度国土調査完了地区)



大字区域変更全体図 変更後
(令和4年度国土調査完了地区)

